　立川市では、立川市医師会の協力を得て、「かかりつけ医等によるもの忘れ相談」を実施しています。

* この相談は認知症の早期発見を目的としていますので、**すでに医療機関等で診断されている方、治療を行っている方は利用できません。**
* **１年以内に「かかりつけ医等によるもの忘れ相談」を利用した方は利用できません。**
* 「かかりつけ医等もの忘れ相談連絡票・報告書（以下「相談連絡表」）」は、立川市で保管し、写しを相談者等に送付します。また、相談者等の同意をいただいた上で、認知症予防・支援の事業等を行う、**立川市及び地域包括支援センター等の職員が閲覧**します。

**【相談を受ける前に】**

１．事業の対象者か確認いたしますので、高齢福祉課へご連絡ください。

２．相談を受ける日時について予約が必要な医療機関等があります。必ず確認をして、必要であれば**予約をしてから相談**してください。「相談連絡票」にある相談者等が記載する部分と署名欄は、相談する前に必ず記入しておきましょう。

３．認知症が疑われる人（以下「相談対象者」）のことをよく知っている人（家族や介護者など、以下「相談者」）が一緒に行くことをおすすめします。

**【相談当日には】**

１．次の書類等を持参してください。

①相談連絡票　②健康保険証　③相談を受ける診療所等の診察券　④お薬手帳  
（ただし、③④はあれば持参してください）

２．相談連絡票に記載された内容や相談対象者への問診等から、かかりつけ医等が「経過観察」「要治療」等の結果を教えてくれます。結果は、相談者のみにお知らせすることも可能です。相談対象者に結果をお知らせするかどうか、かかりつけ医等に事前にお伝えください。

３．担当している介護支援専門員や地域包括支援センターの職員等がいる場合には、当日の結果を報告しておきましょう。

**◎無料で相談ができるのはここまでです。**

**【相談を受けた後には】**

１．「要治療」となった場合には、早めに治療を受けましょう。かかりつけ医がいらっしゃる場合はかかりつけ医に結果を伝えてください。

２．治療や検査には、費用がかかります。健康保険が使えない検査等もあるため、治療方針については医師と相談し検討してください。

３．後日、立川市から送付される相談連絡票の写しは、今後、治療を行う際や介護保険制度の予防プラン・ケアプランの作成・見直し等の貴重な資料となります。治療を行う医師や介護支援専門員等に報告することをお勧めします。

４．市では、地域包括支援センターや福祉相談センター等で、随時相談を受けるとともに、訪問も行っています。身近な相談先として、ぜひご利用ください。

立川市保健医療部高齢福祉課

電話042-523-2111内線1482